



# 埼玉県報

第390号  
令和5年(2023年)  
2月24日  
金曜日

## 目次

### 規則

- 知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（文書課）
- 埼玉県個人情報保護審査会規則（文書課）

### 告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定（水環境課）
- 旭土地改良区の役員就退任届（春日部農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 新座都市計画事業の認可及び事業計画の変更の周知（道路街路課）
- 桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更の届出（市街地整備課）
- 一般国道463号の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道弁財深谷線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定解除（選挙管理委員会）

## 規則

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則をここに公布する。

令和五年二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第五号

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年埼玉県条例第五十号。以下「条例」という。）の施行に関し、知事の保有する個人情報の保護に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

(漏えい等の報告)

第二条 課所長（課長（埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第一号）第八号の課長をいう。）及び地域機関（埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第二号）第一条の地域機関をいう。）の長をいう。次条及び第十三条において同じ。）は、法第六十八条第一項に規定する事態が生じたときは、文書課長に報告しなければならない。（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第三条 課所長は、個人情報ファイルの保有に際しては、あらかじめ、次に掲げる事項を文書課長に通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 条例第五条第一項第一号から第十号までに掲げる事項
- 二 個人情報ファイルを保有しようとする場合にあつては、次に掲げる事項
  - イ 個人情報ファイルの保有開始の予定年月日
  - ロ 条例第五条第一項第八号に該当するときは、その理由
  - ハ 法第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するとき  
は、これらの規定の特別の手續が定められている他の法令の名称、条項及びその内容
- 三 通知した事項を変更しようとする場合にあつては、当該変更の予定年月日

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- 一 条例第五条第二項第一号から第八号まで及び第十一号に掲げる個人情報ファイル
- 二 本人（法第七十四条第一項第四号に規定する本人をいう。）の数が千人に満

たない個人情報ファイル

三 次のいずれかに該当する者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（イ及びロに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 当該機関以外の行政機関等の職員

ロ イに掲げる者であつた者

ハ 条例第五条第二項第三号に規定する者又はイ若しくはロに掲げる者の被扶養者又は遺族

四 条例第五条第二項第三号に規定する者及び前号イ、ロ又はハに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

3 課所長は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、その保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第二号に該当するに至ったときは、遅滞なく、文書課長に対しその旨を通知しなければならない。

（個人情報ファイル簿に記載する事項）

第四条 知事は、個人情報ファイル簿に法第七十五条第一項に規定する事項のほか、前条第一項第二号ハに掲げる事項を記載しなければならない。

（代理人が開示請求する場合の記載事項）

第五条 法第七十六条第二項の規定により代理人が開示請求をする場合には、次に掲げる事項を開示請求書に記載しなければならない。

一 法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）の別

二 開示請求に係る保有個人情報の本人の氏名、生年月日、住所又は居所及び連絡先

三 開示請求に係る保有個人情報の本人の未成年者、成年被後見人又は任意代理人委任者の別

（開示請求書の送付による開示請求における本人確認手続の特例）

第六条 知事は、開示請求をする者（県内に住所を有する者に限る。）が開示請求書を知事へ送付して開示請求をする場合においては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の八の都道府県知事保存本人確認情報を利用することによって令第二十二條第二項第二号の住民票の写しの提出に代えることができる。

（開示決定の際に通知すべき事項）

第七条 知事は、法第八十二条第一項の規定により通知をするときは、同項に規定する事項のほか、開示の実施に要する費用を負担すべき旨その他当該開示の実施に必要な事項を通知しなければならない。

(開示の実施の方法)

第八条 文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、第三号及び第四号に掲げる方法にあつては、当該保有個人情報記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、知事はその保有する処理装置及びプログラムにより当該文書又は図画の開示を実施することができるときに限る。

一 文書又は図画（法第八十七条第一項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次号に規定するもの）の閲覧

二 文書又は図画を複写機により日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に単色刷で複写したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機により日本産業規格A列一番若しくはA列二番の用紙に単色刷で複写したものの交付又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

三 文書又は図画を複写機により用紙に多色刷で複写したものの交付

四 文書又は図画をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。第十条において同じ。）により読み取つてできた電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付

2 電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

一 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

二 電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付

3 前二項に掲げる方法による開示の実施が困難な場合にあつては、知事が適当と認める方法とする。

(開示の実施における本人確認手続等)

第九条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、知事に対し、次に掲げる書類（有効期間を有するものにあつては、その有効期間内のものに限る。）のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

一 令第二十二條第一項第一号に掲げる書類

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示を受ける者が本人であることを確認するため

知事が適当と認める書類

2 写しの送付の方法により開示の実施を求める者は、法第八十二条第一項の規定による通知に係る書面その他の知事が適当と認める書類を提出しなければならない。

3 法第七十六条第二項の規定により開示請求をした代理人が開示を受ける場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他のその資格を証明する書類として知事が適当と認めるものを知事に提示し、又は提出しなければならない。

(開示の実施に係る費用等)

第十条 条例第二十条第二項の規則等で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、開示決定の変更による追加の交付(既に交付を受けた部分を除く。以下この項において同じ。)の場合にあつては、当該追加の交付に要する費用の額とする。

一 文書又は図画を複写機により用紙に複写したものの交付

イ 単色刷(日本産業規格A列三番、A列四番、B列四番及びB列五番の用紙に複写する場合に限る。) 一枚につき十円

ロ 単色刷(日本産業規格A列二番の用紙に複写する場合に限る。) 一枚につき四十円

ハ 単色刷(日本産業規格A列一番の用紙に複写する場合に限る。) 一枚につき八十円

ニ 多色刷(日本産業規格A列三番、A列四番、B列四番及びB列五番の用紙に複写する場合に限る。) 一枚につき二十円

二 文書又は図画をスキヤナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生できるものに限る。)に複写したものの交付 一枚につき六十円

三 文書又は図画をスキヤナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生できるものに限る。)に複写したものの交付 一枚につき八十円

四 電磁的記録を用紙に出力したものの交付

イ 単色刷(日本産業規格A列三番、A列四番、B列四番及びB列五番の用紙に出力する場合に限る。) 一枚につき十円

ロ 多色刷(日本産業規格A列三番、A列四番、B列四番及びB列五番の用紙に出力する場合に限る。) 一枚につき二十円

五 電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合す

る直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生できるものに限る。)に複写したものの交付 一枚につき六十円

六 電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生できるものに限る。)に複写したものの交付 一枚につき八十円

七 前六号に掲げる方法以外の方法で複写し、又は出力したものの交付 当該複写し、又は出力したものの作成に要する費用の額

2 前項第一号、第四号又は第七号の規定により、用紙の両面に複写し、又は出力したものについては、片面につき用紙一枚として算定するものとする。

3 第一項の規定により交付する用紙又は電磁的記録媒体の部数は、一部とする。

4 開示の実施に要する費用は、前納とする。  
(写しの送付に要する費用の納付方法)

第十一条 令第二十八条第四項後段の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 郵便切手で納付する方法

二 電子情報処理組織を使用する方法により法第七十六条第一項の規定による開示請求をした場合において、当該開示請求により得られた納付情報により納付する方法

2 写しの送付に要する費用は、前納とする。

(訂正請求等に関する代理人の記載事項及び本人確認手続の特例の準用)

第十二条 第五条及び第六条の規定は、訂正請求及び利用停止請求について準用する。この場合において、第五条中「第七十六条第二項」とあるのは、訂正請求については「第九十条第二項」と、利用停止請求については「第九十八条第二項」と、第六条中「第二十二条第二項第二号」とあるのは、「第二十九条において準用する令第二十二条第二項第二号」と読み替えるものとする。

(施行の状況の報告)

第十三条 課所長は、法第六十五条及び条例第十九条の法の施行の状況について、文書課長に報告しなければならない。

(様式)

第十四条 次の各号に掲げる書面等の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 法第七十七条第一項の書面 様式第一号の保有個人情報開示請求書

二 法第八十二条第一項に規定する保有個人情報の全部の開示を決定した場合の書面 様式第二号の保有個人情報開示決定通知書

三 法第八十二条第一項に規定する保有個人情報の一部の開示を決定した場合の

- 書面 様式第三号の保有個人情報部分開示決定通知書
- 四 法第八十二条第二項の書面 様式第四号の保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書
- 五 法第八十三条第二項の書面 様式第五号の保有個人情報開示決定等期間延長通知書
- 六 法第八十四条の書面 様式第六号の保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書
- 七 法第八十五条第一項前段の規定に係る書面 様式第七号の保有個人情報の開示請求に係る事案移送書
- 八 法第八十五条第一項後段の書面 様式第八号の保有個人情報の開示請求に係る事案移送通知書
- 九 法第八十六条第一項の規定による通知に係る書面 様式第九号の保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書
- 十 法第八十六条第二項の書面 様式第十号の保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書
- 十一 法第八十六条第一項又は第二項の意見書 様式第十一号の保有個人情報の開示決定等に関する意見書
- 十二 法第八十六条第三項（法第七十七条第一項において準用する場合を含む。）の書面 様式第十二号の保有個人情報開示決定に係る通知書
- 十三 法第八十七条第三項の規定による申出に係る書面 様式第十三号の保有個人情報の開示の実施方法等申出書
- 十四 法第九十一条第一項の書面 様式第十四号の保有個人情報訂正請求書
- 十五 法第九十三条第一項の書面 様式第十五号の保有個人情報訂正決定通知書
- 十六 法第九十三条第二項の書面 様式第十六号の保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書
- 十七 法第九十四条第二項の書面 様式第十七号の保有個人情報訂正決定等期間延長通知書
- 十八 法第九十五条の書面 様式第十八号の保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書
- 十九 法第九十六条第一項前段の規定に係る書面 様式第十九号の保有個人情報訂正請求に係る事案移送書
- 二十 法第九十六条第一項後段の書面 様式第二十号の保有個人情報の訂正請求に係る事案移送通知書
- 二十一 法第九十七条の書面 様式第二十一号の提供をしている保有個人情報の

訂正決定通知書

二十二 法第九十九条第一項の書面 様式第二十二号の保有個人情報利用停止請求書

二十三 法第一百一条第一項の書面 様式第二十三号の保有個人情報利用停止決定通知書

二十四 法第一百一条第二項の書面 様式第二十四号の保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

二十五 法第一百一条第二項の書面 様式第二十五号の保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

二十六 法第一百三一条の書面 様式第二十六号の保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

二十七 法第五十五条第三項において準用する同条第二項の規定による通知に係る書面 様式第二十七号の埼玉県個人情報保護審査会諮問通知書

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。  
(知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の廃止)
- 2 知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県規則第七十三号）は、廃止する。



様式第1号（第14条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

（ふりがな）

氏 名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒

\_\_\_\_\_ 電話 ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律第76条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報（具体的に記載してください。）	
------------------------------	--

（注）代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

代理人の種別 〔該当する箇所の□内にレ印を付してください。〕	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人	
本人の 状況等	（ふりがな）	
	本人の氏名	
	本人の生年月日	年 月 日生
	本人の住所又は 居所及び連絡先	電話 ( )
本人の状況 〔該当する箇所の□内にレ印を付してください。〕	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者	

(注) 次の欄の記載は任意です。

<p>求める開示の実施の方法</p> <p>(開示の実施の方法に希望するものがあれば、<input type="checkbox"/>内にレ印を付してください。)</p>	<p>1 文書又は図画の場合</p> <p><input type="checkbox"/>閲覧</p> <p><input type="checkbox"/>写し(複写機により用紙に複写したもの)の交付 (<input type="checkbox"/>送付を希望)</p> <p><input type="checkbox"/>写し(スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したもの)の交付 (<input type="checkbox"/>送付を希望)</p> <p>2 電磁的記録の場合</p> <p><input type="checkbox"/>用紙に出力したものの閲覧</p> <p><input type="checkbox"/>用紙に出力したものの交付(<input type="checkbox"/>送付を希望)</p> <p><input type="checkbox"/>専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴</p> <p><input type="checkbox"/>電磁的記録媒体に複写したものの交付 (<input type="checkbox"/>送付を希望)</p>
<p>開示の実施の希望日</p>	<p>年 月 日</p>

(注) 次の欄は実施機関が記入しますので、記載しないでください。

<p>請求者本人確認書類</p> <p>(代理人が請求する場合は代理人の本人確認書類)</p>	<p><input type="checkbox"/>運転免許証 <input type="checkbox"/>健康保険被保険者証</p> <p><input type="checkbox"/>個人番号カード <input type="checkbox"/>在留カード <input type="checkbox"/>特別永住者証明書</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ( )</p>
<p>法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類</p>	<p><input type="checkbox"/>戸籍謄本 <input type="checkbox"/>登記事項証明書</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ( )</p>
<p>任意代理人が請求する場合の請求資格確認書類</p>	<p><input type="checkbox"/>委任状(次の書類の添付を求めること。)</p> <p>(<input type="checkbox"/>委任状に押印された委任者の実印の印鑑登録証明書)</p> <p><input type="checkbox"/>本人の運転免許証の写し</p> <p><input type="checkbox"/>本人の個人番号カードの写し</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ( )</p>
<p>担当課所</p>	<p>電話番号</p>
<p>備考</p>	

(注) 代理人による請求の場合、別途本人に確認を行う場合があります。

様式第2号（第14条関係）

保有個人情報開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定したので通知します。

開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示を実施することができる日時（次のいずれか1日）	年 月 日 時
	年 月 日 時
	年 月 日 時
開示の場所	
求めることができる開示の実施の方法	
開示の実施に必要な事項	
写しの送付を希望する場合の準備日数及び送付に要する費用	（準備日数） 日
	（費用） 円
担当課所	電話番号
備考	

（注）1 開示を受ける際は、この通知書及び開示請求に係る保有個人情報の本人であること（法定代理人が開示を受ける場合には法定代理人本人であること及び法定代理人であることの資格、任意代理人が開示を受ける場合には任意代理人本人であること及び任意代理人であることの資格）を証明する書類を担当者に提示し、又は提出してください。

- 2 開示を実施することができる日時は、「開示を実施することができる日時」の欄に記載された日時のうち希望の日時を選択することができます。希望の日時は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 3 開示の実施の方法は、「求めることができる開示の実施の方法」の欄に記載されている方法から選択することができます。保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 4 保有個人情報の開示の実施方法等申出書による申出は、この通知があった日から30日以内に行ってください。

#### 教示

(備考) 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則（平成17年埼玉県規則第3号）別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第3号（第14条関係）

保有個人情報部分開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定したので通知します。

開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示しない情報及びその理由	
開示を実施することができ る日時（次のいずれか 1日）	年 月 日 時
	年 月 日 時
	年 月 日 時
開示の場所	
求めることができる開示 の実施の方法	
開示の実施に必要な事項	
写しの送付を希望する場 合の準備日数及び送付に 要する費用	（準備日数） 日 （費用） 円
担当課所	電話番号
備考	

（注）1 開示を受ける際は、この通知書及び開示請求に係る保有個人情報の本人であること（法定代理人が開示を受ける場合には法定代理人本人であること及び法定代理人であることの資格、任意代理人が開示を受ける場

合には任意代理人本人であること及び任意代理人であることの資格)を証明する書類を担当者に提示し、又は提出してください。

- 2 開示を実施することができる日時は、「開示を実施することができる日時」の欄に記載された日時のうち希望の日時を選択することができます。希望の日時は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 3 開示の実施の方法は、「求めることができる開示の実施の方法」の欄に記載されている方法から選択することができます。保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 4 保有個人情報の開示の実施方法等申出書による申出は、この通知があった日から30日以内に行ってください。

#### 教示

(備考) 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則(平成17年埼玉県規則第3号)別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第4号（第14条関係）

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
開示しない理由	
担当課所	電話番号
備考	

教示

（備考）教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則（平成17年埼玉県規則第3号）別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第5号（第14条関係）

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第83条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
延長前の期間	年 月 日 から ( 日間) 年 月 日 まで
延長後の期間	年 月 日 から ( 日間) 年 月 日 まで
延長する理由	
担当課所	電話番号
備考	



様式第6号（第14条関係）

保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第84条の規定により、開示請求があった日から45日以内に当該保有個人情報の相当の部分について開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当期間内に開示決定等を行いますので、次のとおり通知します。

なお、当該保有個人情報の相当の部分についての開示決定等及び残りの保有個人情報についての開示決定等を行ったときは、それぞれ通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
個人情報の保護に関する法律第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
当該保有個人情報の相当の部分について開示決定等を行う期限	年 月 日
残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限	年 月 日
担当課所	電話番号
備考	

様式第7号（第14条関係）

保有個人情報の開示請求に係る事案移送書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項前段の規定により、次のとおり移送します。

開示請求に係る保有個人情報	
開示請求者氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連 絡 先：
	法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名： 本人の住所又は居所： 本人の生年月日： 年 月 日生
添付資料	・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	

様式第8号（第14条関係）

保有個人情報の開示請求に係る事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項後段の規定により、次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

開示請求に係る保有個人情報	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等)  ..... (連絡先) 担当課所名： 担 当 名： 所 在 地： 電 話 番 号：

担当課所	電話番号
備考	

様式第9号（第14条関係）（法第86条第1項適用）

保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事



個人情報の保護に関する法律第76条第1項の規定に基づき、

に関する情報が含まれている保有個人情報について開示請求があったので、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」により回答してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がないときは、特に御意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る保有個人情報	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の 内容	
意見書の提出先（担当課 所）	電話番号
意見書の提出期限	年 月 日

様式第10号（第14条関係）（法第86条第2項適用）

保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事



個人情報の保護に関する法律第76条第1項の規定に基づき、

に関する情報が含まれている保有個人情報について開示請求があったので、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」により回答してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がないときは、特に御意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る保有個人情報	
開示請求の年月日	年 月 日
個人情報の保護に関する法律第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	(適用区分) <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の 内容	
意見書の提出先（担当課所）	電話番号
意見書の提出期限	年 月 日

様式第11号（第14条関係）

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

（ふりがな）

氏 名 \_\_\_\_\_

（法人その他の団体にあつては、その団体の名称及び代表者氏名）

住所又は居所

〒

\_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_（ ） \_\_\_\_\_

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

年 月 日付け 第 号で照会のあつた件について、次のとおり回答します。

開示請求に係る保有個人情報	
開示についての御意見 〔□内は、該当する箇所にレ印を付してください。〕	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障はない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。
	(1)支障（不利益）がある部分
	(2)支障（不利益）がある具体的な理由
連絡先	

様式第12号（第14条関係）

保有個人情報開示決定に係る通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事



年 月 日付け 第 号で照会した

に関する情報が含まれている保有個人情報について、次のとおり開示する

ことを決定しましたので、個人情報の保護に関する法律<sup>第86条第3項</sup>第107条第1項におい

て準用する同法第86条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
担当課所	電話番号
備考	

教示

（備考）教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則（平成17年埼玉県規則第3号）別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第13号（第14条関係）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

（ふりがな）

氏 名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒

\_\_\_\_\_ 電話 ( ) \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 号で通知のあった開示決定について、  
個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により、次のとおり開示の実  
施の方法等を申し出ます。

開示請求に係る保有個人 情報	
開示の実施を希望する日 時	年 月 日 時
求める開示の実施の方法  (写しの送付を希望する 場合)	同封する郵便切手の額 円
個人情報の保護に関する 法律第82条第1項の規 定による開示決定の通知 のあった日（開示決定通 知書を受領した日）	年 月 日
備考	

（注）1 「求める開示の実施の方法」の欄は、開示決定通知書に記載された求  
めることができる開示の実施の方法のうちから選択し、記入してくださ  
い。



2 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を希望する場合は、備考欄にその旨及び当該部分を記入してください。

様式第14号（第14条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

（ふりがな）

氏 名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒

\_\_\_\_\_ 電話 ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律第90条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足る事項	（開示決定通知書の番号） 第 号 （日付） 年 月 日
	（開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報）
訂正請求の趣旨及び理由	（趣旨）
	（理由）

（注）代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

代理人の種別 （該当する箇所の□内にレ印を付してください。）	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
本人の状況等	（ふりがな） 本人の氏名

本人の生年月日	年 月 日生
本人の住所又は 居所及び連絡先	電話 ( )
本人の状況 (該当する箇所の□内に レ印を付してください。)	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者

(注) 次の欄は実施機関が記入しますので、記載しないでください。

請求者本人確認書 類 (代理人が請求する場合は 代理人の本人確認書類)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
法定代理人が請求 する場合の請求資 格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
任意代理人が請求 する場合の請求資 格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 (次の書類の添付を求めること。) <input type="checkbox"/> 委任状に押印された委任者の実印の印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 本人の運転免許証の写し <input type="checkbox"/> 本人の個人番号カードの写し <input type="checkbox"/> その他 ( )
担当課所	電話番号
備考	

(注) 代理人による請求の場合、別途本人に確認を行う場合があります。

様式第 15 号 (第 14 条関係)

保有個人情報訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 93 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
訂正請求の趣旨	
決定内容及び理由	(内容)  (理由)
担当課所	電話番号
備考	

教示

(備考) 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則 (平成 17 年埼玉県規則第 3 号) 別記第 1 の 1 の規定による文を記載して行うこと。

様式第16号（第14条関係）

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、次のとおり訂正しないことと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
訂正をしない理由	
担当課所	電話番号
備考	

教示

（備考）教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則（平成17年埼玉県規則第3号）別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第17号（第14条関係）

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
延長前の期間	年 月 日 から ( 日間) 年 月 日 まで
延長後の期間	年 月 日 から ( 日間) 年 月 日 まで
延長する理由	
担当課所	電話番号
備考	

様式第18号（第14条関係）

保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、訂正決定等の期限を次のとおりとしたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
個人情報の保護に関する法律第95条の規定（訂正決定等の期間の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
担当課所	電話番号
備考	

様式第19号（第14条関係）

保有個人情報の訂正請求に係る事案移送書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項前段の規定により、次のとおり移送します。

訂正請求に係る保有個人情報	
訂正請求者氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連 絡 先： 法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名： 本人の住所又は居所： 本人の生年月日： 年 月 日生
添付資料	・ 訂正請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	



様式第20号（第14条関係）

保有個人情報の訂正請求に係る事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項後段の規定により、次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

訂正請求に係る保有個人情報	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等)  ..... (連絡先) 担当課所名： 担 当 名： 所 在 地： 電 話 番 号：

担当課所	電話番号
備考	

様式第21号（第14条関係）

提供をしている保有個人情報の訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事



に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正をしたので、同法第97条の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(内容)  (理由)
担当課所	電話番号
備考	

様式第22号（第14条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

（ふりがな）

氏 名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒

\_\_\_\_\_ 電話 ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律第98条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足る事項	（開示決定通知書の番号） 第 号 （日付） 年 月 日
	（開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報）
利用停止請求の趣旨及び理由 （該当する箇所の□内にレ印を付してください。）	（趣旨） <input type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律第98条第1項 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律第98条第1項 第2号該当 → 提供の停止
	（理由）

（注）代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

代理人の種別 （該当する箇所の□内にレ印を付してください。）	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
-----------------------------------	--

本人の 状況等	(ふりがな)	
	本人の氏名	
	本人の生年月日	年 月 日生
	本人の住所又は 居所及び連絡先	電話 ( )
本人の状況 (該当する箇所の□内にレ印を付してください。)	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者	

(注) 次の欄は実施機関が記入しますので、記載しないでください。

請求者本人確認 書類 (代理人が請求する場合は代理人の本人確認書類)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
任意代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 (次の書類の添付を求めること。) <input type="checkbox"/> 委任状に押印された委任者の実印の印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 本人の運転免許証の写し <input type="checkbox"/> 本人の個人番号カードの写し <input type="checkbox"/> その他 ( )
担当課所	電話番号
備考	

(注) 代理人による請求の場合、別途本人に確認を行う場合があります。

様式第23号（第14条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止をすることと決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(内容)  (理由)
担当課所	電話番号
備考	

教示

(備考) 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則（平成17年埼玉県規則第3号）別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第 2 4 号 (第 1 4 条関係)

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 1 0 1 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止をしないことと決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有 個人情報	
利用停止をしない理由	
担当課所	電話番号
備考	

教示

(備考) 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則 (平成 1 7 年埼玉県規則第 3 号) 別記第 1 の 1 の規定による文を記載して行うこと。

様式第25号（第14条関係）

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報	
延長前の期間	年 月 日 から ( 日間) 年 月 日 まで
延長後の期間	年 月 日 から ( 日間) 年 月 日 まで
延長する理由	
担当課所	電話番号
備考	

様式第26号（第14条関係）

保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、利用停止決定等の期限を次のとおりとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報	
個人情報の保護に関する法律第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
担当課所	電話番号
備考	



様式第27号（第14条関係）

埼玉県個人情報保護審査会諮問通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事



年 月 日付けの に対する審査請求について、  
個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定により埼玉県個人情報保護審査会に諮問したので、同条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

開示決定等に係る保有個人情報	
審査請求の内容	
審査請求があった日	年 月 日
諮問をした日	年 月 日
担当課所	電話番号
備考	

## 規則

埼玉県個人情報保護審査会規則をここに公布する。

令和五年二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第六号

埼玉県個人情報保護審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年埼玉県条例第五十号。以下「条例」という。）第二十三条の規定に基づき、埼玉県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第二条 条例第十四条第一項の合議体（以下この条及び第六条において「部会」という。）に属すべき委員は、会長がこれを指名する。

2 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

4 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

5 部会は、これを構成する委員が三人のときは委員の全てが、四人以上のときは委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

6 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第三条 条例第十四条第二項の合議体（以下この条及び第五条において「総会」という。）の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 総会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 総会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(条例第十八条等の規定による諮問に関する審査会の調査権限)

第四条 審査会は、条例第十八条及び埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和四年埼玉県条例第五十一号）第五十一条の規定による諮問に応じ調査審議を行うにあたって必要があると認めるときは、実施機関及び議会の職員その他の者に対し、出席を求めて意見を聴くこと又は必要な資料の提出を求めることができる。

(除斥)

第五条 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、総会の決議があつたときは、当該事件に係る議決に参加することができない。

(行政不服審査法第七十七条等の委員の指名)

第六条 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第八十一条第三項において準用する同法第七十七条及び条例第十六条の委員は、委員のうちから会長が又は部会に属する委員のうちから当該部会の部会長が指名するものとする。

(調査審議手続の非公開等)

第七条 審査会が行う条例第十条第一号及び第二号の調査審議の手続は、公開しない。

2 審査会が行う条例第十条第三号及び第四号の調査審議の手続は、審査会が非公開の議決をした場合を除き、公開する。

(庶務)

第八条 審査会の庶務は、総務部文書課において処理する。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(埼玉県個人情報保護審査会規則の廃止)

2 埼玉県個人情報保護審査会規則(平成十七年埼玉県規則第七十五号)は、廃止する。

# 告 示

## 埼玉県告示第二百六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和五年二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字赤羽四千八百一番一の一部）

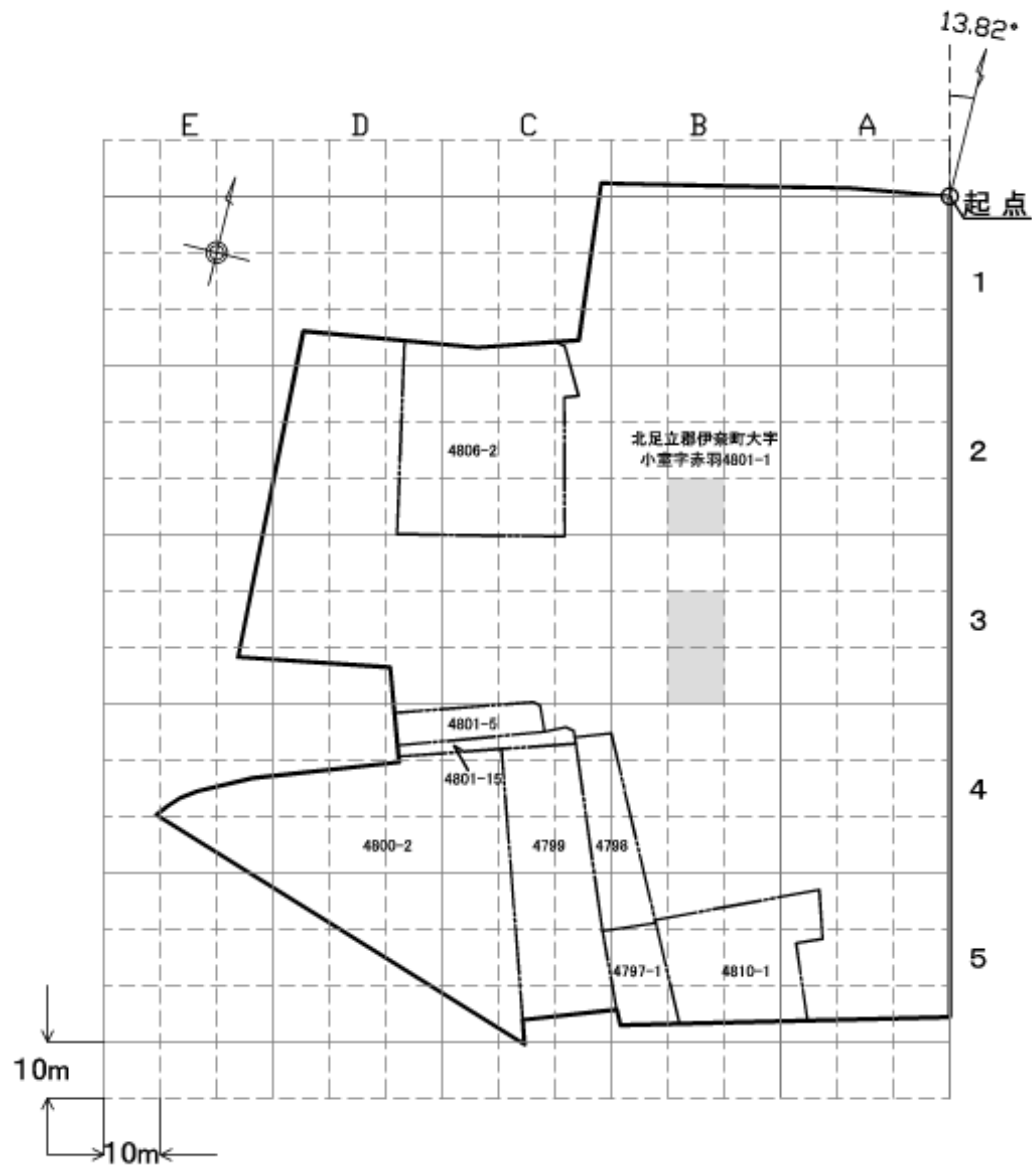
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

### 三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

別図



**【起点】**  
 起点は北足立郡伊奈町大字小室字赤羽4801-1の最北端とする。

**【格子の回転角度 13.82°】**  
 起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びに、これらと平行して10m間隔で引いた線より構成される区画線を起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

- 【凡例】**
- 敷地境界
  - 筆境界
  - - - 単位区画
  - 30m格子
  - 要措置区域

# 告示

## 埼玉県告示第二百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、旭土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和五年二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任		
職名	氏名	住所
理事	進 光之助	埼玉県吉川市大字下内川千六百八十八番地
同	岡 田 嘉 男	北葛飾郡松伏町大字田島九百五十六番地
同	鈴 木 庄 次	吉川市大字川藤七百九十七番地
同	山 下 一 美	同 同 鍋小路百二十四番地一
同	新 井 作 一	同 同 川藤二千五百八十九番地
同	山 崎 隆 彦	北葛飾郡松伏町大字下赤岩八十番地一
同	篠 原 通	同 越谷市レイクタウン八丁目十三番地ニザ・シ ーズングランアルト三百十一号
同	岡 田 忠 篤	同 吉川市大字上内川千三百二十二番地
同	古 谷 達 夫	同 同 拾壹軒八十九番地
監事	石 川 幸 司	同 北葛飾郡松伏町大字下赤岩二百九十一番地
同	鈴 木 康 央	同 吉川市大字川藤千四十一番地
同	菊 地 稔	同 同 中島二丁目二十番地
二 退任		
職名	氏名	住所
理事	進 通 光之助	埼玉県吉川市大字下内川千六百八十八番地
同	森 田 保	同 同 上内川千三百八十四番地一
同	岡 田 嘉 男	同 北葛飾郡松伏町大字田島九百五十六番地
同	齊 藤 忠 男	同 吉川市大字八子新田七百五十五番地
同	岡 野 種 嗣	同 同 南広島千五十番地
同	鈴 木 庄 次	同 同 川藤七百九十七番地
同	鈴 木 武	同 同 同 千八百七十二番地二
同	石 川 幸 司	同 北葛飾郡松伏町大字下赤岩二百九十一番地
監事	山 崎 隆 彦	同 同 同 八十番地一
同	染 谷 信 行	同 吉川市大字上内川千四百九十二番地

監事

森田

忠

埼玉県吉川市大字南広島二千八番地

# 告 示

## 埼玉県告示第二百八号

測量計画機関である埼玉県森づくり課から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において使用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

埼玉県森づくり課

### 二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

### 三 作業地域

飯能市、日高市、毛呂山町、越生町、横瀬町、秩父市の一部

### 四 作業期間

令和四年八月一日から令和五年三月二十四日まで



# 告 示

## 埼玉県告示第二百九号

測量計画機関である独立行政法人水資源機構利根導水総合事業所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

独立行政法人水資源機構利根導水総合事業所

### 二 作業種類

公共測量（水準測量）

### 三 作業地域

行田市内、鴻巣市内

### 四 作業期間

令和四年十二月二十二日から令和五年三月十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第二百十号

測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

埼玉県秩父県土整備事務所

### 二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量 地図情報レベル一〇〇〇）

### 三 作業地域

秩父市内

### 四 作業期間

令和五年一月十六日から令和五年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第二百十一号

測量計画機関である寄居町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

寄居町

### 二 作業種類

公共測量（数値修正、数値地形図データ更新）

### 三 作業地域

寄居町全域

### 四 作業期間

令和五年一月三十日から令和五年三月二十三日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第二百十二号

令和四年埼玉県告示第九百五十一号で公示した公共測量は、令和五年一月二十七日終了した旨測量計画機関である桶川市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第二百十三号

令和四年埼玉県告示第九十号で公示した公共測量は、令和四年十二月二十三日終了した旨測量計画機関である坂戸、鶴ヶ島下水道組合から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第二百十四号

令和四年埼玉県告示第千三百四十八号で公示した公共測量は、令和五年二月五日終了した旨測量計画機関である所沢市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第二百十五号

令和四年埼玉県告示第四百四十三号で公示した公共測量は、令和五年一月三十一日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告示

### 埼玉県告示第二百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（平成二十八年関東地方整備局告示第三百六十号）及び同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示（令和五年関東地方整備局告示第三十三号）があったので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和五年二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 施行者の名称

埼玉県

#### 二 事務所の所在地

埼玉県朝霞市浜崎六百七十八番地

#### 三 都市計画事業の種類及び名称

平成二十八年関東地方整備局告示第三百六十号新座都市計画道路事業三・四・

十一号放射七号線

#### 四 事業施行期間

平成二十八年十二月二十六日から令和十二年三月三十一日まで

#### 五 事業地の所在

##### イ 収用の部分

変更なし

##### ロ 使用の部分

なし



# 告 示

## 埼玉県告示第二百十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により  
桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の変更の届出があ  
ったので、同条第二項の規定により公告する。

令和五年二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

退任した理事の氏名及び住所

岡野 寛 埼玉県桶川市下日出谷東三丁目二十三番地五

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年二月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年二月二十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合

誠

路線名	一般国道四百六十三号
供用開始の区間	所沢市上新井五丁目八番八地先から同市上新井五丁目二番二七地先まで
供用開始の期日	令和五年二月二十四日
備考	令和三年七月九日付け埼玉県川越県土整備事務所長告示第七号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長一九・四六メートル

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年二月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年二月二十四日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 高 巖

弁財深谷線	路線名
熊谷市弁財字寺前一六二番一地先から 同市上須戸字水久保一〇一四番二地先まで	供用開始の区間
令和五年二月二十四日	供用開始の期日
令和元年十月十一日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示 第五号で告示した道路予定区域の全部供用開始である。 延長八二五・〇メートル	備考

# 告 示

## 埼玉県選管告示第十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項  
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者  
投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

令和五年二月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	医療法人財団 献心会 川越胃腸病 院	埼玉県川越市仙波町二丁目九番 地二号